

建設業とコンプライアンス ④

— マンション基礎杭工事問題に関し注意すべき建設業法上の法令 (2) —

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

前回は、横浜市のマンション基礎杭工事問題に関連した一括下請負禁止、元請責任の説明をしました。今回は現場施工を取り上げます。

まず、技術者の配置について、基礎杭問題においては、1次下請、2次下請は、いずれも工事現場に専任の技術者を配置しなかったことにより指示処分を受けています。また、国土交通省による監督処分では、主任技術者を配置しなかったことで営業停止を受けた事例があります。

そこで、工事現場での技術者の配置ですが、工事現場には主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません(建設業法第26条)。企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。在籍出向者や派遣社員は駄目です。短期雇用も認められていません。

それは、これら技術者は、建設工事の適切な施工を確保するため、現場で、適切な技術的判断、確認を行うという極めて重要な責務を負っているからです。

建設工事のうち、公共性が高く、多数が利用する施設等に関する重要な建設工事については、技術者を工事現場ごとに専任で置かなければなりません。請負金額が建築一式では7,000万円以上、その他では3,500万円以上の場合必要となります。戸建住宅以外のほとんど全てが対象となることに注意してください。

専任とは他の工事現場の主任技術者、監理技術者、営業所の専任技術者との兼任を認めないということです。今一度注意をお願いします。

次に、適正な現場施工のため必要な施工体制台帳等です。基礎杭問題を受けて、平成28年3月に国土交通省では「基礎杭工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(告示)」を策定し、施工体制、施工記録の重要性を指摘しています。

施工体制台帳は、元請が工事現場の施工体制を

きちんと把握して、施工上のトラブルを防いだり、不良不適格者の参入、法令違反を防止したりするために必要なものです。

近年では社会保険への加入状況、外国人の就労状況をチェックするためにもますます重要性が増しています。

民間工事については、下請の額が4,000万円以上(建築一式は6,000万円以上)となる場合、公共工事の場合は下請の額にかかわらず下請業者を1社でも使う場合、施工体制台帳の作成が義務付けられています。

また、施工体系図も各下請人の施工分担が一目でわかるようにするため必要なものです。現場で事故が起こった場合など緊急時に現場の責任体制をはっきりさせるために大変重要なものです。

上記以外にも建設業法では、契約締結、下請代金等数多くの順守すべき規定がありますが、今回は紙面の関係上割愛させていただきます。

以上4回にわたり、建設業とコンプライアンスと題して、コンプライアンスの状況から建設業法上の規定まで、説明をさせていただきました。コンプライアンスの順守はますます重要になっています。役職員の一人一人がコンプライアンスの実践の重要性を自覚し、行動していくことが大切と考えます。(おわり)

